景観基本条例に基づく届出について

西都市において、建築物・工作物の新築、改築、および外観の変更、開発行為、木材の伐採等をしようとする方は、あらかじめその計画内容について市と事前協議をしたうえで、届け出なければなりません。

・届出対象規模
・届出手続きと協議・指導の手順
・景観基本条例の対象範囲について
・届出書の様式
・景観形成基本方針、景観基本条例などの関連資料

届出対象規模

〇景観形成重点エリア外

(1) 高さ15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物

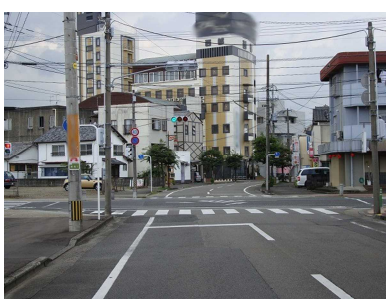

(2) 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、門、塀その他これらに類するもの
・高さ3メートルを超えるもの

(3) 煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
・高さ10メートルを超えるもの

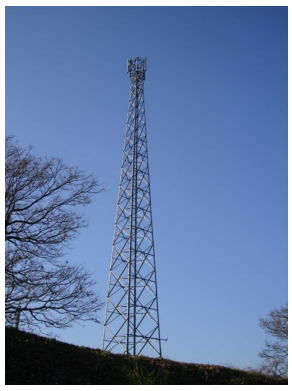

(4) コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
・高さ15メートルを超えるもの

(5) 大型遊具施設、ゴルフ練習場、立体駐車場その他これらに類するもの
・高さ10メートルを超えるもの、または敷地面積1,000平方メートルを超えるもの

(6) プラント等の製造施設、貯蔵施設、ゴミ焼却等の処理施設その他これらに類するもの
・高さ10メートルを超えるもの、または敷地面積1,000平方メートルを超えるもの

(7) 記念碑、沿道モニュメントまたはこれらに類するもの

・規模に関わらずすべてのもの

(8) 太陽光発電設備その他これらに類するもの

・設置面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの又は出力が 50kw 以上のもの

(8) 開発行為

・土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(9) 木材の伐採

・300平方メートルを超える伐採

・高さが10メートルを超える樹木の移植もしくは伐採

・社寺林の伐採

〇景観形成重点エリア内

(1) 建築物（床面積10平方メートルを超えるもの）および工作物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更

(2) 敷地面積100平方メートルを超える用途変更

(3) 開発行為

・都市計画法第四条第十二項に規定するもの

(4) 木材の伐採

・100平方メートルをこえる伐採

・高さが10メートルを超える樹木の移植もしくは伐採

・社寺林の伐採

届出手続きと協議・指導の手順

届出の流れ、協議・指導の手順は次のとおりです。

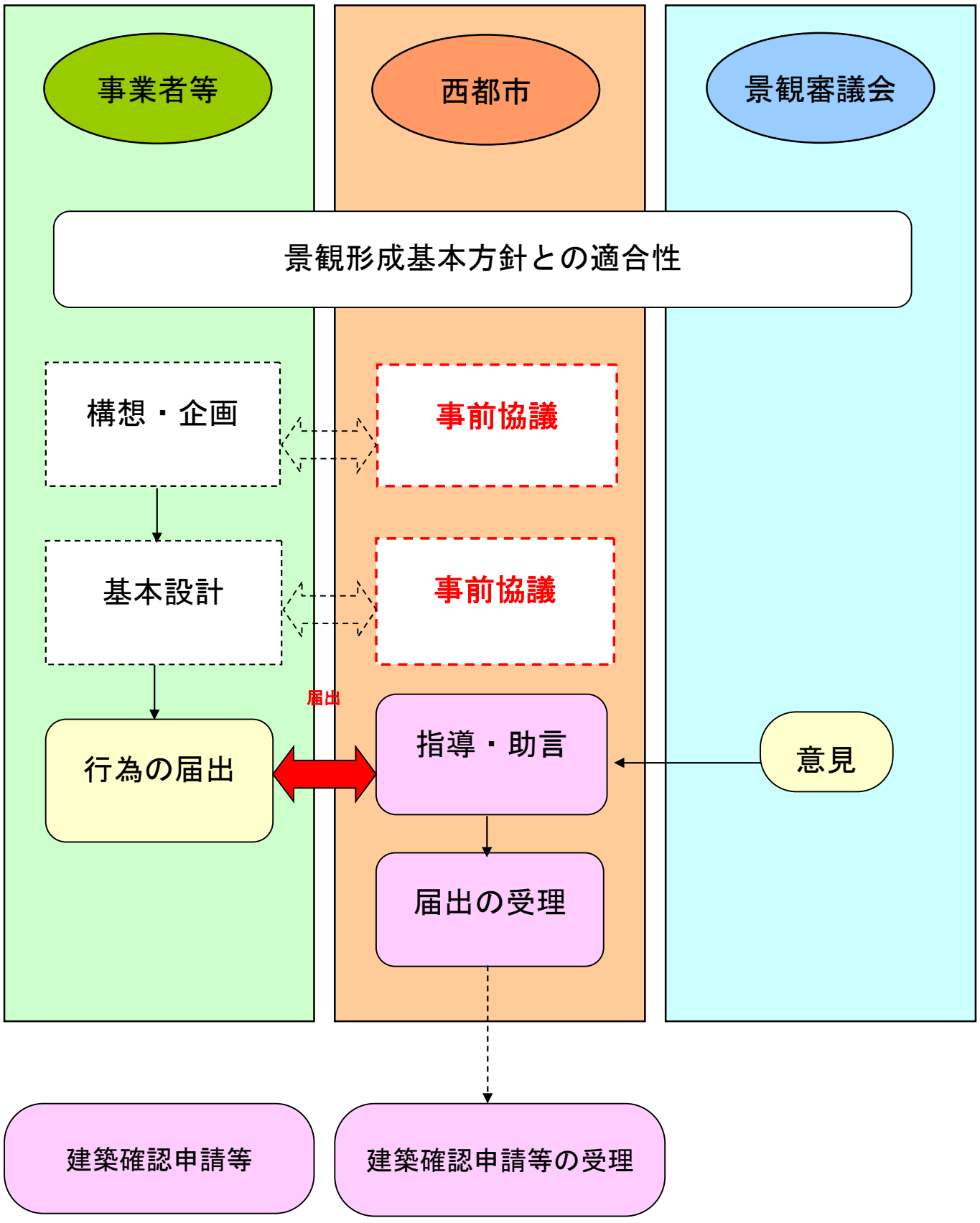

景観基本条例の対象範囲について

対象範囲は次の図のとおりです。

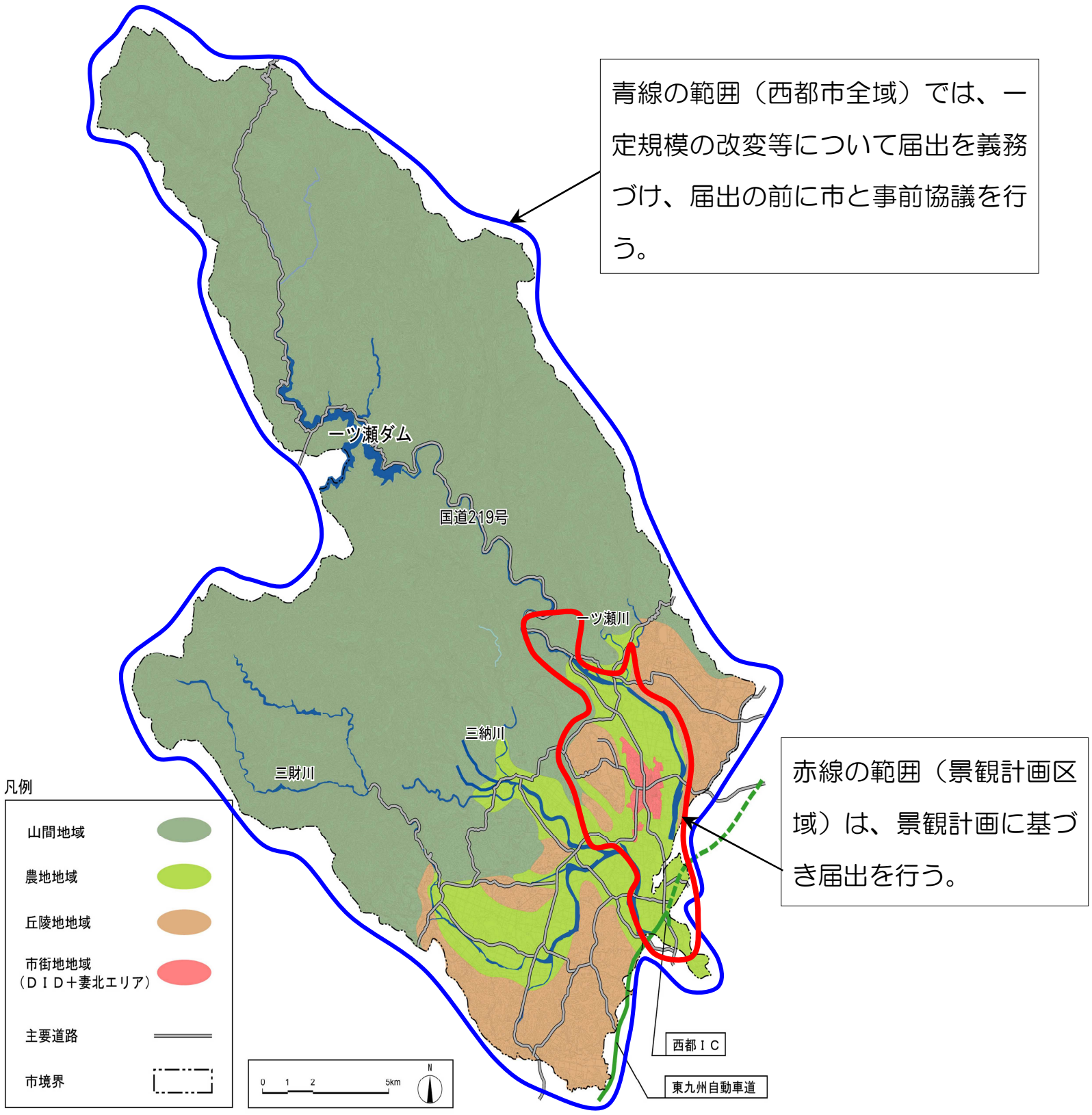

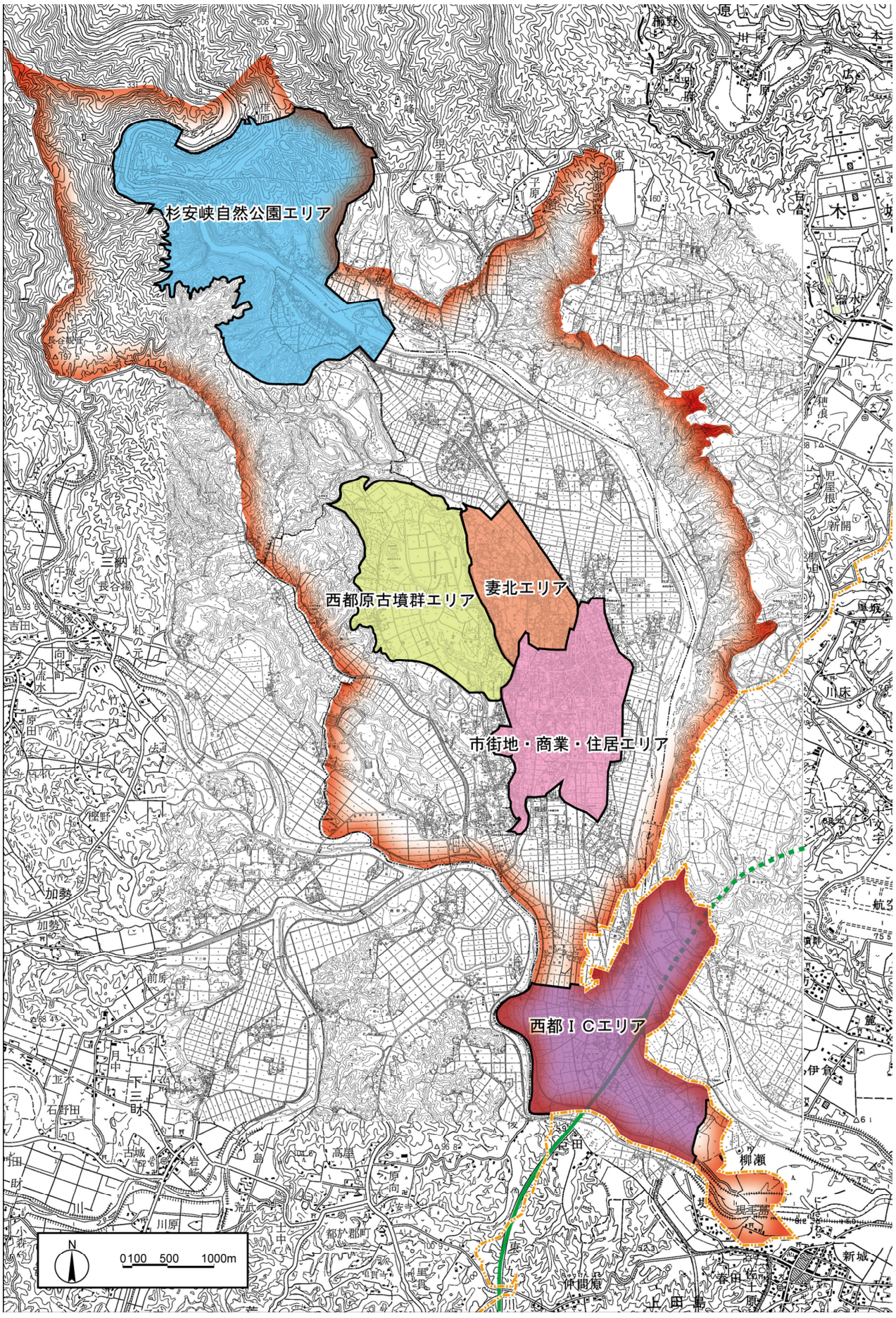

景観計画区域と景観形成重点エリア